

ID: 3014

担当部署: 都市整備課

処分の概要	宅地以外の土地を管理する者の承認(国土交通省所管の国有財産(河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第92条第1項の規定により不用物件となったものを含む。))で、県が管理するものに限る。))に限る。))		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第7条(第17条及び第51条の5において準用する場合を含む。))		
法令番号	昭和29年法律第119号		
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。</p> <p>(宅地以外の土地を管理する者の承認)</p> <p>第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日